

この記入ガイドを参考に
ご記入いただく書類

- ・事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書 1枚目
- ・事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書 2枚目
- ・事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書 3枚目

申出者の方へ

- ・この証明書は、個人型年金の加入者資格を証明する重要書類です。
- ・「申出者」欄は申出者が記入してください。「事業主」欄は事業主が記入してください。
- ・申出者は「個人型年金への加入資格と他の企業年金制度等の加入状況の確認」と共に、事業主の方に渡して証明の依頼を行ってください。

お問い合わせ

auのiDeColに関するお問い合わせは、
下記ダイヤルへお電話ください。

■携帯電話／一般電話から（通話料無料）

0120-120-401

受付時間 9:00～17:00

※祝日・年末年始・メンテナンス日を除く

⚠ 白地内のすべての項目(印字箇所は除く)に、ボールペンで見やすく記入してください。

訂正方法

- ・訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
(申出者の情報欄:申出者が訂正/事業主の情報欄:事業主が訂正)

証明を受ける
申出者氏名
(自署)

年金 一郎 一郎

1. 申出者の情報

証明を受ける申出者氏名

申出者が自署してください。

基礎年金番号

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書を参照の上、基礎年金番号を記入してください。
- ・基礎年金番号が不明な場合は、日本年金機構にご確認ください。

希望する掛金の納付方法

該当する□にレ点を記入してください。

国民年金基金連合会 御中 | 届書コード | 13062 | 事務処理センター用

事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書

1枚目

- 必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。
- 毎月の掛金額には上限があります。詳しくは記入要領をご確認ください。
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- 太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。
- 選択項目の□にはレ点をご記入ください。
- お勤め先への照会等により、事業主の記入欄を無断で作成・変更したと認められた場合、本加入(変更)手続が取り消されることがあります。

1. 申出者の情報

証明を受ける申出者氏名(自署) **年金 一郎**

基礎年金番号 **1234-567890**

希望する掛金の納付方法 事業主払込 個人払込

2. 掛金額区分

掛金を下記の毎月定額で納付します。 納付月と金額を指定して納付します。

毎月の掛金額 **20000** 円

別紙の「加入者月別掛金額登録・変更届」を添付してください。

3. 企業型確定拠出年金の加入状況

企業型確定拠出年金に加入している方は以下の項目について確認のうえ、□にレ点をご記入ください。

- 企業型確定拠出年金の加入者向けWEBページの基礎年金番号、性別、生年月日が年金手帳または基礎年金番号通知書の内容と一致しています。
- 個人型年金と企業型確定拠出年金を合計した掛金額が拠出限度額を超過した場合、個人型年金の掛金額が自動減額されることを確認しました。

2. 掛金額区分

毎月の掛金額

「事業主払込」の方で、選択肢の「掛金を下記の毎月定額で納付します」を選んだ方は記入してください。下限5,000円から拠出限度額まで千円単位で指定できます。なお、企業型確定拠出年金に加入している方の掛金限度額は事業主掛金額によって異なります。

- ①他に企業年金制度なし(厚生年金にのみ加入):拠出限度額23,000円
- ②企業型確定拠出年金に加入:拠出限度額20,000円

企業型確定拠出年金の事業主掛金	個人型年金の拠出限度額
35,000円未満	20,000円
35,000円以上	55,000円 - 事業主掛金額 例)55,000円 - 50,000円 = 5,000円

- ③ ①②以外:拠出限度額12,000円

企業型確定拠出年金の事業主掛金	個人型年金の拠出限度額
15,500円未満	12,000円
15,500円以上	27,500円 - 事業主掛金額 例)27,500円 - 20,000円 = 7,000円

※企業型確定拠出年金に加入している方は、「納付月と金額を指定して納付します」を選択することはできません。

3. 企業型確定拠出年金の加入状況

企業型確定拠出年金に加入している方は以下の項目について確認のうえ、□にレ点をご記入ください。

- ・企業型確定拠出年金の加入者向けWEBページの基礎年金番号、性別、生年月日が年金手帳または基礎年金番号通知書の内容と一致している方は、□にレ点を記入してください。
- ・企業型確定拠出年金の事業主掛金が増額され、個人型年金の掛金額が拠出限度額を超過した場合、自動で掛金額が減額されることを確認した方は、□にレ点を記入してください。

ご注意事項

- ・企業型確定拠出年金の事業主掛金額が、50,000円を超える場合は個人型年金に加入できません。(企業型確定拠出年金と企業年金等の同時加入時は22,500円を超えている場合は個人型年金に加入できません。)
- ・個人型年金加入後に、企業型確定拠出年金の事業主掛金額が50,000円(企業型確定拠出年金と企業年金等の同時加入時は22,500円)を超えた場合、個人型年金の拠出が停止します。
- ・個人型年金と企業型確定拠出年金に同時加入し、企業型確定拠出年金の事業主掛金額が次のいずれかに該当する場合は、個人型年金の拠出限度額が引き下げられます。
 - ・事業主掛金額が35,000円以上(企業年金等に加入していない場合)個人型年金の拠出限度額は「20,000円-(事業主掛金額-35,000円)」
 - ・事業主掛金額が15,500円以上(企業年金等に加入している場合)個人型年金の拠出限度額は「12,000円-(事業主掛金額-15,500円)」

(注)いずれの場合も上記の「個人型年金の拠出限度額」が5,000円未満の場合は、個人型年金に加入できません。

- ・加入後に個人型年金の掛金額が上記金額を超過していた場合、個人型年金の掛金額は拠出限度額内になるよう自動で減額されます。また、減額後の掛金額が5,000円未満となった場合は掛金の拠出が停止されます。
- ・企業型確定拠出年金に加入している方で、マッチング拠出を選択している、または企業型確定拠出年金の事業主掛金が年単位拠出の場合は加入することができません。
- ・公的年金※1や企業年金等※2の加入状況に変更がある場合は、「加入者他年金(企業年金等)加入状況変更届(K-O28号)」の添付が必須です。
 - ※1 共済組合員から第2号被保険者に変更した場合。
 - ※2 事業所の変更はないが、企業年金制度等を変更した場合。

この記入ガイドを参考に
ご記入いただく書類

- ・事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書 1枚目
- ・事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書 2枚目
- ・事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書 3枚目

お問い合わせ

auのiDeCoに関するお問い合わせは、
下記ダイヤルへお電話ください。

■携帯電話／一般電話から（通話料無料）

0120-120-401

受付時間 9:00～17:00

※休日・年末年始・メンテナンス日を除く

この度、貴社従業員さまが個人型確定拠出年金へ加入されるにあたり、確定拠出年金法令により事業主さまに加入資格の可否をご確認いただく必要があります。以下ご確認ください。

事業主の方へ

- ・この証明書は、個人型年金の加入者資格を証明する重要書類です。
- ・「申出者」欄は申出者が記入してください。「事業主」欄は事業主が記入してください。

初めて「事業主払込」を実施する事業主の方、実施済みだが直近12ヶ月以内に「口座引落が無い」事業主の方へ

・次の書類にも記入してください。

『個人型年金加入申出書』の「4.掛金引落口座情報」

『預金口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書』の「4.掛金引落口座情報」

事業主名義の口座に限ります。

・事業主名・代表者肩書・代表者氏名 の3つを必ず記入してください。

! 白地内のすべての項目(印字箇所は除く)に、ボールペンで見やすく記入してください。

訂正方法

- ・訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
(申出者の情報欄:申出者が訂正/事業主の情報欄:事業主が訂正)

証明を受ける
申出者氏名
(自署)

年金 三郎 一郎

4. 事業主の署名等

個人事業主の場合は、次のように記入してください。

「事業所名称」→事業主の住所

「事業主名称」→事業主の氏名

証明ご担当者名

証明書を記入したご担当者名を記入してください。

5. 企業年金制度等の加入状況

別添のフローチャートを必ず実施してください。結果が「個人型年金への加入資格がありません」の場合は、その旨を申出者に伝え、この証明書を署名無しで返却してください。

6. 申出者を使用している事業所の住所・名称等

「4.事業所の署名等」と同一の場合は記入不要です。

7. 連合会への「事業所登録」の有無等

該当する項目にチェックし、登録済の場合、登録事業所番号をご記入ください。
(登録事業所番号は不明な場合は空欄可)

8. 掛金の納付方法

該当する項目にチェックしてください。

9. 資格取得年月日

申出者が現時点で資格を有する場合のみ、「資格取得年月日」を記入してください。

注意事項

- 「事業主払込」を初めて実施する場合は、事業主は「個人型年金加入申出書(K-001号)」で次の手続きを行ってください。
 - ・掛金引落口座情報の記入
 - ・預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(K-007A)」の作成

国民年金基金連合会 御中 届書コード 13062 事務処理センター用

事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書 1枚目

●必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。
●毎月の掛金額には上限があります。詳しくは記入要領をご確認ください。
●訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。

●太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。
●選択項目の□にはし点を記入してください。
●お勤め先への照会等により、事業主の記入欄を無断で作成・変更したと認められた場合、本加入(変更)手続きが取り消されることがあります。

1. 申出者の情報
証明を受ける申出者氏名(自署) 基礎年金番号 希望する掛金の納付方法 事業主払込 個人払込

2. 掛金額区分
 掛金を下記の毎月定額で納付します。 納付月と金額を指定して納付します。
毎月の掛金額 千 0 0 0 円 別紙の「加入者月別掛金額登録・変更届」を添付してください。

3. 企業型確定拠出年金の加入状況 企業型確定拠出年金に加入している方は以下の項目について確認のうえ、□にし点をご記入ください。
 企業型確定拠出年金の加入者向けWEBページの基礎年金番号、性別、生年月日が、年金手帳または基礎年金番号通知書の内容と一致しています。
 個人型年金と企業型確定拠出年金を合計した掛金額が拠出限度額を超過した場合、個人型年金の掛金額が自動減額されることを確認しました。

4. 事業主の署名等
郵便番号 1234-567 電話番号 12 - 3456 - 7890
事業所名称(カナ) マルマル(カ)
申出者について、個人型年金の加入資格があることを証明し、「事業所登録」がない場合、この証明書の内容で登録を申請します。
証明日 令和 1 年 12 月 12 日 ※3か月以内有効
住所 東京都〇〇区△△1-23-456 □〇ビル
事業主名称 〇〇株式会社
事業主名称(代表者肩書 氏名) 代表取締役 年金 太郎 (証明ご担当者名:年金 三郎)

5. 企業年金制度等の加入状況
番号 10 別添のフローチャートを実施し、該当番号を左欄にご記入ください。
 申出者はマッチング拠出を選択していません。
 事業所の事業主掛金は年単位拠出ではありません。

6. 申出者を使用している厚生年金適用事業所の住所・名称等
郵便番号 電話番号 - -
事業所名称(カナ)
住所
事業主名称
※14事業主の署名等と同一の場合、記入不要。

7. 連合会への「事業所登録」の有無等(複数回答可)
 「事業主払込」で登録済 事業主払込用登録事業所番号
 「個人払込」で登録済 個人払込用登録事業所番号
 いずれの登録もない わからない

8. 掛金の納付方法 必ずいずれかを選択してください
 ①申出者が希望しているため、「事業主払込」とする。
 ②申出者が希望しているため、「個人払込」とする。
 ③申出者は「事業主払込」を希望しているが、「個人払込」とする。
 ④申出者は「個人払込」を希望しているが、「事業主払込」とする。

9. 資格取得年月日
退職手当等制度の種類 同制度の実施主体 同制度の根拠法令等
①事業所で実施している退職手当等 事業主 所得税法第30条
②中退共(中小企業退職金共済) 建退共(建設業退職金共済) 独立行政法人 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済法
清退共(清酒製造業退職金共済) 林退共(林業退職金共済) 特定退職金共済団体(例)商工会議所 所得税法施行令第73条第1項第1号
③特退共(特定退職金共済契約) 特定退職金共済団体(例)商工会議所 所得税法施行令第73条第1項第1号
④社会福祉施設施設職員等退職手当共済 独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職手当共済法
⑤外国の法令に基づき保険又は共済(退職を理由に支払われるもの) 外国保険業者等 所得税法施行令第72条第3項第8号